



Labor

出入国管理法改正による新たな在留資格の創設

平成30年12月8日、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立しました。一部の規定を除き、平成31年4月1日に施行されます。主な改正内容は、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設です。具体的な運用の方針は、政府により閣議決定された基本方針等に示されています。

「特定技能1号」は特定の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務、「特定技能2号」は同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。「特定技能1号」での在留期間は通算で5年を超えることができず、かつ、対象となる外国人の配偶者及び子には基本的に在留資格が付与されませんが、「特定技能2号」での在留には在留期間更新回数数の制限がなく、かつ、要件が満たされれば対象となる外国人の配偶者及び子に在留資格が付与されます。

特定技能の在留資格による外国人の受け入れは、自動車整備、飲食料品製造、外食業、介護、宿泊等の14分野に限定されており、各分野において受け入れ見込み数等を定めた分野別運用方針が策定されています。

対象分野の事業者にとっては人材確保の新たな選択肢となりますが、新たな制度であるため受け入れに伴う負担や準備も含め実務の動向に注視する必要があります。

Tax

平成31年度税制改正大綱（国際課税）の概要

平成30年12月21日、平成31年度税制改正の大綱が閣議決定されました。国際課税の分野においては、OECD/G20が主導する課税逃れ防止のためのプロジェクト（BEPSプロジェクト）の提言を受けた以下の改正が行われる見込みです。

(1) 現行の過大支払利子税制は、国内で課税されない関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%を超える場合に、その超える部分の金額を当期の損金の額に算入しない制度です。本改正により、平成32年4月1日から、①対象純支払利子等の額が関連者に係るものに限定されず、②損金不算入額が調整所得金額の20%を超える金額に拡大されるなど、制度が強化される予定です。

(2) 移転価格税制に関して、平成32年4月1日から、以下の改正が行われます。①独立企業間価格の算定方法にDCF法が追加されます。②一定の評価困難な無形資産に係る取引に関して、独立企業間価格算定の基礎となる予測と結果が相違した場合に、税務署長が、当該結果等も勘案して更正等を行うことができることとなる予定です。ただし、当初取引価格との相違が20%を超えていない場合はこの限りではありません。

事業者においては、これらの改正を踏まえ、今後の財務戦略や関連者間取引の条件等を見直す必要があります。

General

再エネ法施行規則改正案に関する意見公募手続結果及び同結果を踏まえた修正方針の公表 平成30年12月5日、資源エネルギー庁は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見公募手続（2018年11月号参照）の結果及び同結果を踏まえた省令案の修正方針を公表しました。従前の改正案に対する多くの反対の声を踏まえて、今回の修正方針では、案件の規模や開発難易度に応じて、一定の猶予期間（例えば、認定出力2MW以上の案件については6か月程度の猶予期間、環境アセスメント対象案件については、1年程度の猶予期間など）が設定されることとなりました。具体的な省令の内容については今後公表される予定であり、引き続き動向を注視する必要があります。

General

IT調達に係る政府調達の調達方針及び調達手続に関する申合せ 平成30年12月10日、日本政府は、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」を公表し、サイバーセキュリティ対策をより向上させる観点から、情報システム等に関する調達の基本的な方針及び手続について必要な措置を講じることを申し合わせ、これを平成31年4月1日以降に適用する旨公表しました。日本政府は特定の企業や製品を対象とするものであることを言明しておりませんが、この申し合わせは米国による特定の中国企業製品に対する排除措置に追従するものであり、当該中国企業製品が日本でも政府調達の対象から排除される可能性が高い、と報道されています。具体的な措置の内容について引き続き注視する必要があります。

General

TPP11及びTPP協定整備法の発効 平成30年12月30日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）が発効しました（2018年5月号参照）。これに伴い、同協定の関連国内法規定の整備について定める環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（TPP協定整備法）も同日に発効しております。

General

日欧EPAの国会承認 平成30年12月8日、国会において、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」（2018年8月号参照。以下「日欧EPA」といいます。）の締結が承認されました。欧州議会による批准手続きも既に完了しており、これにより、日欧EPAは、平成31年2月1日付で発効することになります。